平成２７年（フ）第３７号
岐阜県不破郡垂井町東神田３丁目148番地グランドールⅡＣ201号
債務者　田中　正胤
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
岐阜県大垣市西之川町１丁目291番地１　あまきハイツ日号
債務者　新田喜一郎
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
山口県宇部市大字小串91番地10ろしゅうケアセンター106号、従前の住所山口県宇部市大字東岐波1449番地１ケアタウン日の山
債務者　田熊　隆司
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４６号
山口県宇部市笹山町１丁目６番14号
債務者　泉　　祐二
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３２号
岩手県和賀郡西和賀町湯田21地割55番地12、旧住所東京都杉並区阿佐谷北３丁目２番９号ＡＳＡＧＡＹＡサンパレス202
債務者　佐藤　　悠（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第２０６号
さいたま市浦和区大東２丁目18番３－308号
債務者　鷺谷　秀一
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
埼玉県加須市上崎2636番地12
債務者　中岡　栄理
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９７号
埼玉県蕨市南町４丁目25番11号　ＡＲＣＡＤＩＡ　ＧＳⅣ203号
債務者　増田　路彦
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３７号
埼玉県久喜市栗原３丁目４番地19　コーポ・アネックスＤ棟201、旧住所埼玉県久喜市栗原１丁目７番地17　アメニティーパークフェニックスＢ201号
債務者　込山　真弓
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４３号
さいたま市北区大成町４丁目748番地　小川マンションＡ101号室
債務者　櫻井　眞澄
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
千葉県八街市八街い153番地20
債務者　大嶋　英雄
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第８０号
千葉県富里市七栄533番地１　アクアグリーン２－103
債務者　淺野　昭雄
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第８５号
千葉県佐倉市臼井1800－163　コーポ石橋201号室、住民票上の住所茨城県稲敷市堀川466番地
債務者　明石　哲也
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０号
福岡県行橋市大字矢留1244番地３、住民票上の住所福岡県行橋市大字矢留1244番地４
債務者　北原　大輔
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
福岡県行橋市大字大野井797番地１　プリンセスガーデン秀蘭Ａ棟104号
債務者　江村　信博
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第４５７５号
東京都品川区西五反田３丁目６－11－405
債務者　井川久美子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部